

広島県収受		
第 号		
30.1.26		
受理期限	月	日
分類記号	保存年限	

薬生薬審発 0126 第 1 号
平成 30 年 1 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（公印省略）

「パーマネント・ウェーブ用剤添加物リストについて」の一部改正について

今般、「パーマネント・ウェーブ用剤添加物リストについて」（平成 28 年 1 月 27 日付け薬生審査発 0127 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知）の一部を改正し、「パーマネント・ウェーブ用剤添加物リスト」（以下「リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

- 1 リスト中連番 0545「小麦粉酵素分解粉末」を削除したこと。
- 2 リスト中連番 1277「ポリ塩化ジメチルメチレンピペリジニウム液」の「添加物の名称」、「成分コード」、「英名」及び「外原規 2006 における成分名」の各欄を改めたこと。
なお、「ポリ塩化ジメチルメチレンピペリジニウム液」の名称改正に係る対応については、「「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正に伴う医薬部外品等の製造販売承認申請等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 30 日付け薬生薬審発 0330 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）の「4. 名称を改正した成分を含有する医薬部外品等の取扱いについて」のとおりであること。
- 3 リスト中「備考」欄の公定書名について「第 16 改正日局」を「第 17 改正日局」に改め、欄外注釈中「第 16 改正日局」を「第 17 改正日局」に、「第 16 改正日本薬局方」を「第 17 改正日本薬局方」に改めたこと。
- 4 リスト中連番 0546 から連番 1838 までを一つずつ繰り上げ連番 0545 から連番 1837 までとしたこと。

